

Q

例えば
こんな場合

- Q1** 医師に簡単な手術だと言われ、手術を依頼しましたが、急に容態が悪化しました。
- Q2** 十分な説明がないまま、治療が行われて、後に深刻な後遺症に悩んでいます。
- Q3** 緊急入院したが適切な治療を行ってもらえず、家族が死亡しました。
- Q4** 明らかに治療ミスでありながら、病院や医師らは過失を認めようとしません、どうしたらいいでしょう？
- Q5** 肝炎だと言われてずっと治療をしてきましたが、よくなるないので、別の病院で診てもらおうと肝ガンとの告知を受けました。

弁護士に
ご相談ください

A

大阪弁護士会

総合法律相談センター



- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口①から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館(市民法律センター)

☎ 06-6364-1248

(予約受付：月～金・午前9時～午後8時)

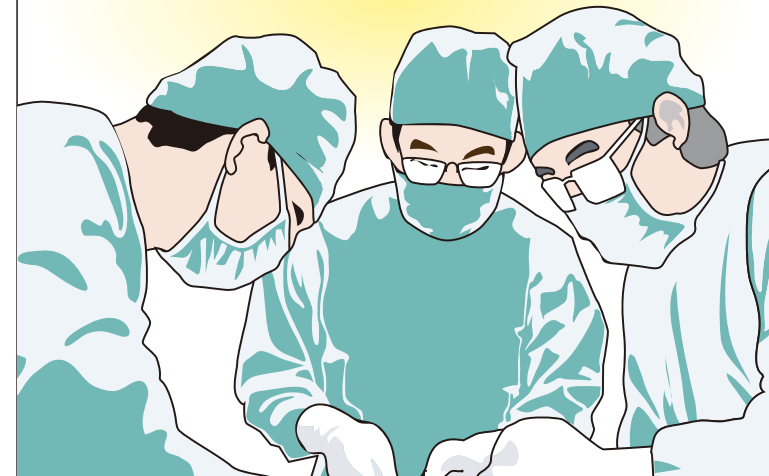


携帯電話からのアクセスはこちら →

パソコンからは <http://www.osakaben.or.jp>

医療過誤

病院や
医師の
責任を追及したい!!
どうしたらいいの?!



病院や医師の責任を追及できるのはどんなとき？

医療事故の発生

病気の治療や手術を受けた結果、思いがけない重度の障害が残ったり、亡くなってしまったりといったことがあります。



そんなとき、信頼していた病院や医師に対する不信感がつのってきます。

責任を追及できる場合（過失と因果関係）

医療の現場で発生する医療事故がすべて病院や医師の責任というわけではありません。医師や看護師が診断や手術、クスリの処方や手当を誤り、その結果損害を被ったという場合に責任が認められます。このように医療機関側に落ち度（過失といえます）があり、その結果、患者の死亡や後遺障害など一定の損害が認められる場合（因果関係がある場合）には、病院や医師の責任を追及し、患者側が受けた損害の賠償を求めることができます。

このままでは納得できない

大阪弁護士会では、医療事故裁判の経験を有する弁護士による医療事故相談窓口を設けています。ぜひご利用ください。

医療事故相談にあたって準備していただくもの

- ① 診断書、検査結果など病院から交付を受けたもの
- ② 診療内容や病状の経過を記述した日記やメモ類

相談後の手続

カルテ開示を受けていない場合は証拠保全の申立てから受任する場合があります。カルテ開示や証拠保全により得られた医療記録をもとに、担当弁護士は法的見地から医療過誤の成否について検討します。この場合専門的な医師の意見を求めるなど、医師の協力を必要とする場合がほとんどです。



どんな解決方法があるの？

医療事故について病院や医師の責任を追及する方法は、主に次の2つです。



民事責任の追及

患者または遺族が受けた損害の賠償を請求する手続です。示談交渉、民事紛争処理センターでの示談あっせん、民事調停、民事訴訟などがあります。

刑事責任の追及

患者が死亡したり、重大な後遺障害を受けた事件で、医療機関側に重大かつ初歩的なミスがある場合に、医師の刑事責任を追及出来る場合もあります。

費用は？

証拠保全手続費用・調査費用

裁判所にカルテ等の検証を求める手続（証拠保全）をとる場合は、医療記録の量等により異なりますが、通常、概算で50万円程度かかっています（弁護士費用、コピー代、画像複写代、協力医相談料などを含みます）。

示談交渉・調停・訴訟等の費用

調査結果を踏まえて、個別にご相談ください。

資力に問題がある場合

訴訟救助や法テラスの法律援助を受け、全ての費用の立替を求めることも可能です。